

機船手繰網	網目 3センチメートル以上（にぎすをとることを目的とする場合にあっては、2.5センチメートル以上）
自家用餌料びき網	ビームの長さ 5メートル以下
なまここぎ網	ビームの長さ 8メートル以下
えびびき網	ビームの長さ 10メートル以下
ひき網（中海又は境水道におけるものに限る、あみえび又はわかさぎをとることを目的とするものを除く。）	網目 1.5センチメートル以上
小型定置網（中海又は境水道におけるものに限る、1月1日から3月31日までの間に採捕する場合を除く。）	網目 1.5センチメートル以上
さし網（中海又は境水道におけるものであって4月1日から8月31日までの間に採捕する場合に限る、げんしき網を除き、固定式さし網を含む。）	網目 1.8センチメートル超
げんしき網（中海又は境水道におけるものに限る。）	網の浮子方の長さ 121.2メートル以下
四つ手網（内水面におけるものに限る。）	網の長辺 6メートル以下
せん（内水面におけるものに限る。）	口径 60センチメートル以下
投網（内水面におけるものに限る。）	網目 1.5センチメートル以上
おだ漁法に使用する網（内水面におけるものに限る。）	網目 6センチメートル以上
河川におけるさし網	網の浮子方の長さ 75メートル以下
湖沼におけるさし網	網の浮子方の長さ 450メートル以下
ふくろ網のうち越中網（内水面におけるものに限る。）	袖網口の間隔 15.5メートル以下
ふくろ網のうち小ぶくろ網（内水面におけるものに限る。）	袖網口の間隔 8.5メートル以下
しじみ掻網（内水面におけるものに限る。）	網目 1センチメートル以上 幅 60センチメートル以下

2 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、内水面において水産動物を採捕してはならない。

漁具又は漁法	禁止期間
網目1.5センチメートル以下の網地を使用する漁具（網口の最長部の長さが50センチメートル以下のたも網並びにしらうおをとることを目的とするさし網及び四つ手網を除く。）	4月1日から9月30日まで
網目1.5センチメートル以下の網地を使用するふくろ網	10月1日から11月14日まで
斐伊川（斐伊川河口から出雲市灘分町地内灘橋に至るまでの区域に限る。）におけるわかさぎをとることを目的とする漁具	2月1日から3月31日まで

（禁止区域）

第36条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼のそれぞれ同表の右欄に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

河川又は湖沼の名称	禁止区域
玉湯川	松江市玉湯町玉造地内清巖寺橋上流端から玉湯川河口までの区域（一本釣（から釣を除く）

	く。)により採捕する場合を除く。)
斐伊川	<p>仁多郡奥出雲町三沢中国電力株式会社設置堰堤の右岸端の中心と左岸端の中心とを結ぶ線(以下「中心線」という。)から上流180メートル、下流180メートルの間の区域</p> <p>雲南市木次町平田中国電力株式会社設置堰堤の中心線から上流100メートル、下流100メートルの間の区域</p> <p>雲南市木次町西日登大島地内用水堰堤の中心線から上流90メートル、下流90メートルの間の区域</p> <p>雲南市木次町里方地内小原床止中心線から上流100メートル、下流200メートルの間の区域(8月1日から翌年3月31日までの期間に採捕する場合を除く。)</p> <p>仁多郡奥出雲町横田県営三成発電所堰堤上流端から同堰堤の中心線の上流200メートルのところに至るまでの区域</p>
神戸川	<p>出雲市佐田町一窪田中国電力株式会社設置堰堤の中心線から上流100メートル、下流100メートルの間の区域(10月1日から翌年2月末日までの期間に採捕する場合を除く。)</p> <p>出雲市佐田町八幡原中国電力株式会社設置堰堤の中心線から上流50メートル、下流100メートルの間の区域(10月1日から翌年2月末日までの期間に採捕する場合を除く。)</p> <p>出雲市古志町地内神戸堰の中心線から上流90メートル、下流180メートルの間の区域(10月1日から翌年2月末日までの期間に採捕する場合を除く。)</p> <p>飯石郡飯南町下来島祝原中国電力株式会社設置測水堰堤の中心線から上流300メートル、下流150メートルの間の区域(12月1日から翌年8月31日までの期間に採捕する場合を除く。)</p>
(神戸川支流) 新内藤川	出雲市大社町地内一文橋上流端から同町地内新内藤川河口までの区域(5月20日から11月30日までの期間に採捕する場合を除く。)
江の川	<p>江津市桜江町地内小松の瀬の右岸標柱から江津市川平町平田地内瀬尻の瀬の右岸標柱に至るまでの区域(午前6時から午後6時までの間において網目6センチメートル以上のいだし網を使用して採捕する場合及び11月11日から翌年10月4日までの期間に採捕する場合を除く。)</p> <p>邑智郡美郷町上川戸中国電力株式会社明塚水力発電所取水堰堤の中心線から上流200メートルのところから同堰堤の下流沢谷川河口右岸突端から下流50メートルのところに至るまでの区域</p> <p>邑智郡美郷町明塚中国電力株式会社明塚水力発電所放水口中心から上流200メートル、下流300メートルの間の区域</p>
(江の川支流) 八戸川	<p>浜田市旭町都川地内川替箇所右岸標柱から上流100メートル、下流100メートルの間の区域(7月15日から翌年4月15日までの期間に採捕する場合を除く。)</p> <p>江津市桜江町地内県営八戸川発電所八戸堰堤上流端から同堰堤の中心線から上流200メートルのところに至るまでの区域</p>
(江の川支流) 沢谷川	沢谷川河口から同河口から上流100メートルのところに至るまでの区域
三隅川	浜田市三隅町三隅地内道正橋の上流端から上流300メートルのところから同町向野田いやだに山の尾根先に設置した標柱に至るまでの区域(11月20日から翌年10月9日までの期間に採捕する場合を除く。)

R8
4/16から
掲載